



かん・びんなどの資源物は

「きれいな排出」で


みなさんのご家庭やお店から排出された「かん」や「びん」は、収集後、選別工程を経て処理され、再び「かん」や「びん」となり、リサイクルされています。

限りある資源を有効に活用するため、今後も「きれいな排出」に、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

問合せ 環境課 ☎(48)0331・FAX(48)2226

かんの出し方のポイント

◎食料、飲料用のかん
(ジュース、ビール、お茶、お菓子、缶詰、食用油など)

- ① マークを確認する。
- ② 中を水洗いする(異臭の発生や異物混入の防止)。
※金属製のふたは「燃やせないごみ」へ、プラスチック製のふたは「その他プラ」へ分別して出してください。
- ③ オレンジ色のコンテナにつぶさないで入れる。

【よくある質問】

- Q つぶさない理由は？
A 収集時に怪我をしてしまうおそれや、資源化処理の効率低下を招きますので、つぶさないで出してください。
- Q 工作などで加工したものは？
A 「燃やせないごみ」で出してください。

びんの出し方のポイント

◎食料、飲料、化粧品用のびん
(ジュース、ビール、酒、ジャム、調味料、食用油、栄養ドリンクなど)

- ① ふたを取り、中を水洗いする(異臭の発生や異物混入の防止)。
※金属製のふたは「燃やせないごみ」へ、プラスチック製のふたは「その他プラ」へ分別して出してください。
- ② 水色のコンテナに横に寝かせて入れる。
※ビールびんや一升びんは、できるだけ購入したお店へ返却してください。

【よくある質問】

- Q 割れてしまったびんは？
A 「燃やせないごみ」で出してください。



ごみ出しのルールとマナー

ごみを出すときは…

- ① きちんと分別する。
- ② 収集日の確認をする。
- ③ 当日の朝8時30分までに、地域の決められた集積所に出す。
※排出の際は、ご近所に迷惑(音など)がかからないように、ご配慮ください。
※ごみの出し方の詳細については、健康・環境カレンダーの21頁～31頁を参照するか、環境課にお問い合わせください。



(9) 児童を養育する母子家庭などへの 給付制度のご案内

問合せ 子育て支援課 ☎(42)8454・FAX(43)5600

児童扶養手当制度

児童扶養手当は、つぎのいずれかに該当する児童を養育している父、母または養育者に支給します。

【対象となる児童】

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母に一定の障がいがある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
(父が支給対象者となるには、児童を監護し生計が同一であることが条件となります)
- ⑤そのほか、未婚で生まれた児童や父または母が1年以上遺棄している児童など

▼手当の額

児童の人数	月額 (全部支給)	月額 (一部支給)
1人	41,430円	41,420円～9,780円
2人	上記の金額に5,000円を加算	
3人以上	1人につき3,000円を加算	

※手当は申請月の翌月からの支給になります。

※手当月額は、受給資格者・扶養義務者などの所得や扶養親族数によって決定します。また、一定の所得制限があり、支給停止になることもあります。

※児童扶養手当を受給して5年を経過する場合などは、手当が2分の1減額される場合もあります。

ひとり親家庭等医療費支給制度

母子家庭や父子家庭または親がいないため親に代わってその児童を育てている家庭の人が、医療保険制度で医療にかかった場合に、医療費の一部を支給します(所得制限があります)。

【支給対象者】

- ①母子家庭の母とその児童
- ②父子家庭の父とその児童
- ③父母のいない児童とその養育者
- ④父または母に一定の障がいがある児童とそれを監護する母または父

特別児童扶養手当制度

身体などに一定の障がいのある20歳未満の児童を養育している人に支給します。ただし、施設に入所している児童や障がいを支給事由とする年金を受給している児童は対象となりません。

▼手当の額

	月額
1級	50,400円
2級	33,570円

※児童とは18歳に達する年度末日までの人
(一定の障害がある児童については20歳未満)

人権それは愛

人権について改めて考えてみませんか

人権と聞くと、何か堅苦しく難しいものと思われがちですが、人権は私たち一人ひとりととってかけがえないものであり、誰もが生まれながらにして持っている、人として幸せに生きていくための権利です。

しかし、私たちのまわりには、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などに関して人権に関わる問題が存在しています。

最近、調査会社などから依頼を受けた一部の司法書士が、職務上の権限を悪用して戸籍謄本などを不正に取得する事件が起きました。こうした出身地や家族の状況を不当に調べる行為は、人権を侵害し、差別につながる恐れのあるものです。

就職採用においては、本人の仕事への適性や能力が判断されるべきで、結婚について、当人同士の意思が尊重されるべきです。

いずれも出身地や家族の状況は関係ありません。

人権は一人ひとりのものであり、そして社会みんなのものであります。誰かの人権が奪われているということは、自分の人権もまた奪われる可能性があるとということです。「自分とは関係ない」という態度では、差別を私たちの社会からなくすることはできません。

私たち一人ひとりが、日々の生活の中で相手を思いやり、相手の立場に立った行動を心がけることにより、お互いを理解し合える社会が実現できるのではないのでしょうか。

8月は
「人権尊重社会をめざす
県民運動強調月間」
です

